

○南伊勢町空家等の適正管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南伊勢町空家等の適正管理に関する条例(令和元年南伊勢町条例第 号。以下「条例」という。)第12条の規定により、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(情報提供)

第2条 [条例第4条](#)の規定による情報提供については、空家等に関する情報提供書([様式第1号](#))を町長に提出する方法によるほか、口頭その他適宜の方法により行うことができるものとする。

(立入調査等)

第3条 [条例第5条第1項](#)の規定による空家等の危険な状態の程度に関する調査は、空家危険度判定調査票(以下調査票という。)([別表](#))に基づき行なうものとする。

2 [条例第5条第2項](#)の規定による立入調査を実施するに当たっては、あらかじめ所有者等に対して立入調査実施通知書([様式第2号](#))を交付し、立入調査の趣旨及び内容を十分説明してから実施するものとする。この場合において、所有者等を確知できないときは、立入調査実施通知書により遅くとも立入調査を実施しようとする日の7日前までに公告しなければならない。

3 [条例第5条第3項](#)に規定する身分を証明する書類は、身分証明書([様式第3号](#))とする。

(認定)

第4条 [条例第6条第1項](#)に規定する別に定める基準は、次の各号とする。

- (1) 倒壊危険調査項目で、危険と判断された空家等
- (2) 落下・沈下・飛散物危険調査項目で、いずれかの判定区分において、危険と判断された空家等
- (3) (1)、(2) 以外で調査票の調査点数の合計が9点以上の空家等

2 町長は、前項各号のうち、いずれかの号に該当すると判断したとき、管理不全な状態の空家等と認定する。

(助言又は指導)

第 5 条 [条例第 7 条](#)の規定による助言又は指導については、空家等の適正管理について(助言・指導)([様式第 4 号](#))によるものとする。

(勧告)

第 6 条 [条例第 8 条](#)の規定による勧告については、空家等の適正管理について(勧告)([様式第 5 号](#))によるものとする。

(応急措置)

第 7 条 条例第 9 条の規定による応急措置の実施は、(様式第 6 号)により所有者等に通知する。また、所有者が確知できない場合は、応急処置実施日、応急措置内容等を告示する。

(応急措置に係る費用の徴収)

第 8 条 町長は、条例第 9 条第 3 項の規定による応急措置に係る費用を徴収するときは、応急措置費用納付命令書 (様式第 7 号)により請求するものとする。

(その他)

第 9 条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(令和元年 6 月 1 8 日規則第 8 2 号)

この規則は、令和元年 6 月 1 8 日から施行する。

別表（第4条関係）

1 調査票

空家危険度判定調査票			
調査日時			
調査員氏名			
【空家概要】			
1. 所在地			
2. 所有者			
3. 用途		居宅・小屋・店舗併用・事業所・その他 ()	
4. 構造	木造・非木造 ()	5. 階数	平屋・2階・他 ()
【倒壊危険調査（目視）】			
判定区分	危険度なし（0点）	要注意（3点）	危険（5点）
建物の危険性	傾斜・破損なし	一部に傾斜・破損	全体に傾斜・倒壊
【落下・沈下・飛散物危険調査】			
判定区分	危険度なし（0点）	要注意（3点）	危険（5点）
屋 根	剥離、破損なし	一部に破損・剥離あり	全体に破損・剥離あり
外 壁	剥離、破損なし	一部に剥離・破損あり	全体に剥離・破損あり
基礎・柱	傾斜、沈下なし	一部傾斜、沈下あり	全体に傾斜、沈下あり
【防犯、防火調査】			
判定区分	危険度なし（0点）	要注意（3点）	危険（5点）
防犯	施錠あり	施錠なし	扉、窓無し
窓ガラス、窓枠	割れ、破損なし	一部に割れ・破損あり	全体に割れ・破損あり
放火	可燃性放置物なし	可燃性放置物あり	火災の痕跡あり
【環境調査】			
判定区分	危険度なし（0点）	要注意（3点）	危険（5点）
けもの類・昆虫	出入りなし	出入りあり	生息・巣がある・大量発生
樹木・雑草	なし	敷地内に繁っている	敷地外に繁っている
匂い	悪臭なし	悪臭（敷地内のみ）	悪臭（周囲に迷惑）

【内観調査】（※見える場合）			
判定区分	危険度なし（0点）	要注意（3点）	危険（5点）
床・天井異常なし	落ち込み、破損なし	一部落ち込み、破損あり	全体に落ち込み、破損あり
柱・内壁	異常なし	一部腐食、亀裂	全体的な腐食、亀裂
その他（ ）			
周辺環境（ 学校、保育園 ・ 公共施設 ・ 国道、県道 ・ 通学路 ・ 住宅密集地 ・ 農地 ）			
【管理不全な状態の家屋等の認定基準】 （1）倒壊危険調査項目で、危険と判断された家屋 （2）落下・沈下・飛散物危険調査で、危険と判断された家屋 （3）（1），（2）以外で調査票の調査点数の合計が9点以上の家屋		総合点数	点
【その他特記事項】			
今後の対応〔 応急措置・適正な管理依頼・経過観察 〕			

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

南伊勢町長 様

住 所
氏 名
連絡先

空家等に関する情報提供書

次のとおり、空家等に関する情報を提供します。

空家等の状態

※ できるだけ詳しく状態を記入してください。また、空家等の位置がわかる地図、略図等を添付するか、空家等の状態とあわせて上欄に記入してください。

様式第2号(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

南伊勢町長



立入調査実施通知書

南伊勢町空家等の適正管理に関する条例第5条第1項の規定に基づき、次のとおり空家等の立入調査を実施するので、南伊勢町空家等の適正管理に関する条例施行規則第3条第2項の規定により通知します。

1 立入調査の対象となる空家等

2 立入調査の日時 年 月 日()午前・午後 時から

3 立入調査の趣旨及び内容

様式第3号(第3条関係)

(表)

身分証明書	
写真添付欄	次の者は空家等の立入調査に従事する職員である。
	所 属
	職 名
	氏 名
	生年月日 年 月 日
年 月 日交付	
南伊勢町長	
印 ☐	

(裏)

注意
1 この証票は、空家等の調査のために他人の土地に立ち入る場合は、必ず携帯しなければならない。
2 この証票は、関係人の請求があったときは、速やかに提示しなければならない。
3 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

様式第4号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

南伊勢町長



空家等の適正管理について(助言・指導)

南伊勢町空家等の適正管理に関する条例(以下「条例」という。)第3条の規定により、所有者等は、空家等に所在する資機材等の整理整頓を行い、近隣住民の生活環境に支障を及ぼさないよう努めるとともに、当該空家等が管理不全な状態にならないよう適正に管理しなければならないこととされています。

あなたが所有(管理)する下記の空家等につきましては、倒壊等の事故、犯罪、火災等の危険な状態にあり、又は危険な状態になるおそれがありますので、速やかに措置を講じられるよう条例第7条の規定により下記のとおり助言・指導します。

なお、空家等の所有(管理)の状況等について間違っている場合、変更が生じている場合又は既に措置を済まされている場合は、御容赦願いますとともに、下記担当まで御一報くださるようお願いいたします。

記

所有者等の氏名及び住所	
空家等の所在地及び種別	
助言・指導の内容	

担当者

様式第5号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

南伊勢町長



空家等の適正管理について(勧告)

南伊勢町空家等の適正管理に関する条例(以下「条例」という。)第3条の規定により、所有者等は、空家等に所在する資機材等の整理整頓を行い、近隣住民の生活環境に支障を及ぼさないよう努めるとともに、当該空家等が管理不全な状態にならないよう適正に管理しなければならないことと定められています。

あなたが所有(管理)する下記の空家等につきましては、倒壊等の事故、犯罪、火災等の危険な状態にあり、又は危険な状態になるおそれがありますので、速やかに措置を講じられるよう条例第8条の規定により下記のとおり勧告します。

なお、空家等の所有(管理)の状況等について間違っている場合、変更が生じている場合又は既に措置を済まされている場合は、御容赦願いますとともに、下記担当まで御一報くださるようお願いいたします。

記

所有者等の氏名及び住所	
空家等の所在地及び種別	
勧告の内容	
履行期限	年 月 日
備考	

担当者：

様式第6号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

南伊勢町長



空家等の適正管理に関する応急措置通知書

あなたが所有（管理）する空家等について、南伊勢町空家等の適正管理に関する条例第9条の規定により、下記のとおり応急措置を行いますので通知します。

なお、南伊勢町空家等の適正管理に関する条例第9条3項の規定により、応急措置に要した費用を徴収します。

記

空家等の所在地	
応急措置実施日	
応急措置の概要	
応急措置に要する費用	
その他	

様式第7号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

南伊勢町長



応急措置費用納付命令書

年 月 日付け 第 号の応急措置に要した費用の金額が決定したので、南伊勢町空家等の適正管理に関する条例の第9条3項の規定に基づき、費用を次のとおり納付するよう命令します。

記

- 1 納付期日 年 月 日まで
- 2 納付金額 金 円
- 3 納付方法 別途納付書兼領収書による。
- 4 応急措置実施日 年 月 日施行